

第1回【年金保険制度の沿革と概要】

公的年金制度の目的、対象、給付内容、財源構成

社会保障 II

10月4日

第5章 社会保障制度の体系

第3節 年金制度の概要

(1)年金制度の概要と沿革

p.158-162

2限目 10:40 ~ 12:10

講義室 304

担当：原 俊彦

1

今日のお話

第5章 社会保障制度の体系・第3節 年金制度の概要

1. 年金制度の概要と沿革

(1)年金制度の概要

①年金制度の意義 ②公的年金の特徴 ③国民年金(基礎年金)と厚生年金

(2)年金制度の沿革

①年金制度の創設(戦前)と国民皆年金(1961年)以降の拡充②1985年の基礎年金の創設と適正化③2000年年金改正以降の負担上限の観点から再編

日本の年金制度は、日本国内に居住するすべての成人(20歳以上が強制加入する国民年金(基礎年金)と被用者の多くが加入する厚生年金(報酬比例)の2階建て方式。この制度の意義や沿革の頭に入れる(細部は不要)こと!

2

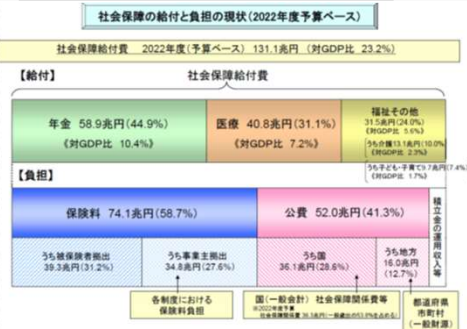
第3節 年金制度の概要 1. 年金制度の概要と沿革

(1)年金制度の概要

①年金制度の意義

- ❑ 現役時代に支払った保険料に応じ、高齢・障害・遺族になった場合に支給される所得保障制度。
- ❑ 老後の所得を支える中核的役割
- ❑ **社会保障給付費の約半分***
- ❑ 老齢や生活維持者の死亡などによる所得喪失の補填
- ❑ 予想外の長寿・経済変動時も生活の支えとなる。
- ❑ 公的年金と私的年金(企業年金・個人年金)がある。

社会保障給付費の約半分*



4

第3節 年金制度の概要 1. 年金制度の概要と沿革

(1)年金制度の概要

②公的年金の特徴

・国家により強制的に加入義務が課され、要件を満たした場合に支給が行なわれる社会的な再分配システム。

a)社会保険方式・実質的価値の維持

長期に安定的に実質的価値を保障する。若い時の就労収入で保険料を拠出、老後に受給する社会保険方式(賃金の後払い方式)給付と負担の水準を同時に決定する制度設計
⇒少子高齢化と雇用の変容・不安定化への対応=制度の調整

第3節 年金制度の概要

1. 年金制度の概要と沿革

(1)年金制度の概要

b)社会的な再分配

事前に払ったものが戻ってくるのではなく、社会的な再分配が行われている。若い世代から老齢世代への世代間の再分配、安定的な被用者集団⇒不安定な被用者・無業者への再分配。再分配における助け合いの範囲=社会的価値判断

c)公私の役割分担

老後の所得保障=公私の役割分担で行われる。公的年金+個人貯蓄*・就労継続・私的年金などの組み合わせで設計されている。

*一般的には2000万円から2500万円の預金があれば安心

第3節 年金制度の概要
1. 年金制度の概要と沿革
(1)年金制度の概要

③国民年金（基礎年金）と厚生年金

- ❑ 2階建ての体系：日本国内に居住するすべての成人（20歳以上）が国民年金に加入、それに加え被用者（すべてではない）は厚生年金にも加入。
- ❑ 国民年金の加入は3本立て
第1号被保険者（主に非被用者、保険料定額）
第2号被保険者（被用者、保険料は厚生年金と合わせて報酬比例）
第3号被保険者（被用者の被扶養配偶者、保険料は支払わなくて良い）
- ❑ 給付は2本立て
国民年金加入者＝基礎年金（共通の給付）
厚生年金加入者＝厚生年金（報酬比例の給付）

★公的年金制度はどのような仕組みなの？

ライフコース別にみた公的年金の保障

全ての方がライフコースに応じて現役時代に保険料を負担し、引退後、その負担に対応した年金を受給できる。（社会保険の仕組み）

★厚生労働省のHP
[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/nenkin/zaisei01/dl/zu05.pdf](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei01/dl/zu05.pdf)

第3節 年金制度の概要
1. 年金制度の概要と沿革
(2)年金制度の沿革

①年金制度の創設(戦前)と国民皆年金(1961年)以降の充

a) 厚生年金保険の確立

1941 (S16)労働者年金保険法(のちの厚生年金)が成立。被用者年金保険制度が先行。

1950 (S25)社会保障審議会「社会保障制度に関する勧告」(通称50年勧告)社会保障の体系⇒「社会保険」、「国家扶助」、「公衆衛生及び医療」、「社会福祉」の4つ。年金については、原則定額給付の単一年金制度を提案。しかし、国民年金の創設は景気回復待ちで遅れる。

1954 (S29)厚生年金法の改正。定額部分と報酬比例部分の2階建てとなる。

第3節 年金制度の概要
1. 年金制度の概要と沿革
(2)年金制度の沿革

b) 国民年金法の制定

1959 (S34)年 国民年金法の制定。無拠出制の福祉年金制度は1959年11月から、拠出制の国民年金制度は1961年4月から実施され「国民皆年金」が実現する。

- ❑ 被用者年金制度に加入していない全国民を対象として国民年金制度を創設。
- ❑ 社会保険方式、定額拠出・定額給付・就労や所得の有無にかかわらず加入義務を果たす(ただし保険料免除制度を設ける)。
- ❑ 税負担は無拠出制の福祉年金制度(障害者年金など)のみ。
- ❑ ★背景：1950年代半頃からの経済成長、軍人恩給の復活、保守合同と左右社会党の統一、農林共済分離など各種共済制度の成立

第3節 年金制度の概要
1. 年金制度の概要と沿革
(2)年金制度の沿革

c)給付水準の引き上げ

1965 (S40)年改正：1万円年金(厚生年金の報酬比例部分と退職金の調整など)、翌年実現。

1973 (S48)年改正：5万円年金「福祉元年」厚生年金平均賃金の60%、国民年金の給付額も調整、賃金・物価スライド制の導入

1976 (S51)年改正：厚生年金13万円年金、国民年金4万円年金

★ここまでは、戦後の高度成長経済を背景に順調に推移したが、1970年代半の石油ショック以降、低成長時代に突入する。

第3節 年金制度の概要
1. 年金制度の概要と沿革
(2)年金制度の沿革

②1985年の基礎年金の創設と適正化

a)基礎年金の創設

1985 (S60)年改正：基礎年金の創設

背景 1970年代後半、低成長への移行、急速な高齢化、制度間格差への対応。国民共通の基礎年金の創設の必要性。社会保障審議会が税方式の基本年金構想を提案、それを受け、2階建て方式の基礎年金を創設したが、基礎年金は従来通りの拠出方式、国民年金と厚生年金の財政調整のみに終わる。給付水準の引き上げから引き下げへ。基礎年金(国民年金)の水準：単身高齢者の基礎的支出。福祉年金は障害者年金のみで保険料免除制度で対応。

第3節 年金制度の概要
1. 年金制度の概要と沿革
(2) 年金制度の沿革

②1985年の基礎年金の創設と適正化

a)基礎年金の創設

1985 (S60)年改正：基礎年金の創設

背景 1970年代後半、低成長への移行、急速な高齢化、制度間格差への対応。国民共通の基礎年金の創設の必要性。社会保障審議会が税方式の基本年金構想を提案、それを受け、2階建て方式の基礎年金を創設したが、基礎年金は従来通りの拠出方式、国民年金と厚生年金の財政調整のみに終わる。給付水準の引き上げから引き下げへ。基礎年金（国民年金）の水準：単身高齢者の基礎的支出。福祉年金は障害者年金のみで保険料免除制度で対応。

第3節 年金制度の概要
1. 年金制度の概要と沿革
(2) 年金制度の沿革

②1985年の基礎年金の創設と適正化

a)基礎年金の創設：

1985 (S60)年改正：基礎年金の創設。低成長への移行、急速な高齢化、制度間格差への対応。国民共通の基礎年金の必要性。2階建て方式の基礎年金。ただし基礎年金は従来通りの拠出方式、国民年金と厚生年金の財政調整のみ。給付水準の引き上げから引き下げへ。基礎年金（国民年金）の水準：単身高齢者の基礎的支出。福祉年金は障害者年金のみで保険料免除制度で対応。

b)給付水準の調整

1994 (H6)年改正：基礎年金額の引き上げ、賃金スライド方式は名目賃金から手取り賃金に基づいて改定する方式★支給開始年齢の引き上げ

第3節 年金制度の概要
1. 年金制度の概要と沿革
(2) 年金制度の沿革

③2000年年金改正以降の負担上限の観点から再編

a)2000年改正

★背景：バブル経済崩壊、高失業・非正規化などの雇用構造や家族形態の変化など

2000年 (H12) 年改正：現役世代の負担抑制＝拠出側の論理、給付上率の5%引き下げなどで給付総額2割削減・保険料抑制のため基礎年金国庫負担の引き上げ（3分の1から2分の1）。企業年金改革（確定給付企業年金DBと確定拠出年金DCの創設）。支給開始年齢の引き上げ、女性の育児休業期間の保険料免除、半額免除制度の導入

第3節 年金制度の概要
1. 年金制度の概要と沿革
(2) 年金制度の沿革

・確定給付企業年金DB (Defined Benefit Plan)：事業主が従業員と給付の内容をあらかじめ約束し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができる企業年金制度。給付内容があらかじめ定められることから、DB (Defined Benefit Plan)「給付建て年金」とも呼ばれる。年金資産は一括して運用され、運用のリスクは企業が負う

・確定拠出年金DC：Defined Contribution：加入者ごとに拠出された掛金を加入者自らが運用し、その運用結果に基づいて給付額が決定される年金制度。掛金額（＝拠出額）が決まっている。

第3節 年金制度の概要
1. 年金制度の概要と沿革
(2) 年金制度の沿革

・半額免除制度：年金保険料を納めたいが全額納付することが困難な人が、将来の年金額をより多く確保するために申請するもので、承認されると保険料の半額の納付が免除され、半額を納付するものです。半額免除期間は老齢基礎年金の年金額計算において、保険料納付済み期間の3分の2として計算します。

★要するに全額支払えない人は半額だけ支払えば、支払い期間に算入されるが、全額納付期間の3分の2に相当する。例3か月⇒2か月。この場合、0.5月分の減額となる

第3節 年金制度の概要
1. 年金制度の概要と沿革
(2) 年金制度の沿革

b)マクロ経済スライドの導入以降

2004年 (H16) 年改正：マクロ経済スライドの導入 (p.171)基礎年金国庫負担引き上げ法定化、在職老齢年金の在職停止割合の緩和、育児休業期間中免除の改善、多段階免除の創設、若年遺族への遺族年金受給制限。

2009年 (H21) 年・2012年 (H21) 年改正：基礎年金国庫負担2分の1の恒久化。非正規労働者への厚生年金適用の一部拡大。

第3節 年金制度の概要
1. 年金制度の概要と沿革
(2) 年金制度の沿革

★2000 (H12) 年以降は、不安定雇用の増加、女性の就労増加など、働き方の変化への対応。現役世代の就労に基づく拠出能力の限界を意識し、拠出から発想した制度設計となっている。マクロ経済スライドの導入など負担上限の設定、税負担と公私分担の拡大。福祉的・補足的給付の拡大。高齢者の就労支援・現役世代の育児支援、既婚女性の被扶養を前提とした第3号被保険者制度への批判の高まり。生存権思想より、就労との関係の強化、就労・育児を前提する制度から、就労・育児を支援する制度に変化してきている。

★要するに、働け、働け、という方向。働き方改革の本質かも知れない。

国民皆年金は 1961年にスタート

主な年金制度改正(年表)

| 主な年金制度改正(年表) | |
|--------------|--|
| 制度の創成 | 昭和17(1942)年 労働者年金保険法の発足 (昭和19(1944)年に厚生年金保険法に改称) |
| | 昭和29(1954)年 厚生年金保険法の全面改正 |
| | 昭和36(1961)年 国民年金法の全面施行(国民皆年金) |
| 制度の充実 | 昭和40(1965)年 1万円年金 |
| | 昭和44(1969)年 2万円年金 |
| | 昭和48(1973)年 3万円年金、物価スライド制の導入、標準報酬の再評価等 |
| 高齢化への対応 | 昭和60(1985)年 基礎年金の導入、給付水準の適正化等 |
| | 平成 2(1990)年 適用者年金制度間の費用負担調整事業の開始 |
| | 平成 6(1994)年 厚生年金(定額部分)支給開始年齢の引上げ等 |
| | 平成 9(1997)年 生活保護(所得割)と共済(引付)共済(厚生年金)に統合 |
| | 平成12(2000)年 厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢引上げ、裁定後の年金額の改定方法の見直し(物価スライドのみ)等 |
| | 平成14(2002)年 農村年金を厚生年金に統合 |
| | 平成16(2004)年 上限を固定した上での保険料率の段階的引上げ、マクロ経済スライドの導入、基礎年金の国庫負担割合の引上げの法定化等 |
| | 平成21(2009)年 臨時の増徴を用いた基礎年金国庫負担割合2分の1の実現 |
| | 平成24(2012)年 消費税率を前倒した基礎年金国庫負担割合2分の1の拡大化、特例水準の解消、適用者年金制度の一元化、厚生年金の適用拡大、年金の受給資格期間短縮、所得割・成年金高年齢者等に対する優待給付の付与等 |
| | 平成28(2016)年 マクロ経済スライドの見直し(年調整部分の繰越)、資金・物価スライドの見直し(資金変動に合わせた改定の廃止)等 |
| | 令和 2(2020)年 厚生年金の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し(在職高齢年金制度の見直し、在職時改定の導入、受給開始時期の選択額の拡大等 |

次週

今回は

10月11日【国民年金制度の概要】目的、対象、給付の種類、年金の種類、費用負担、第5章第3節年金制度の概要(2)年金加入と負担(3)年金の給付 p.163-177です。